

静岡県大井川広域水道企業団 特定事業主行動計画

令和5年8月

静岡県大井川広域水道企業団では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、目標設定や取組内容を定めた特定事業主行動計画を策定しました。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 現状分析

当企業団の令和4年度末の職員数は23人であり、職員の入替えも比較的少ないため、女性職員の割合の変動は少ない。また、育児休業取得率は該当がない状況となっている。年次有給休暇取得は増加傾向であり、時間外勤務時間は災害等の特別な場合を除き比較的少ない状況である。

(1) 職員に占める女性職員の割合

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
女性職員の割合(%)	18.2	18.2	17.4	17.4	17.4

(2) 育児休業取得率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児休業取得率(%)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(3) 年次有給休暇平均取得日数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年次有給休暇平均取得日数(日/人)	14.1	11.3	16.2	15.3	16.9

(4) 時間外勤務年間平均時間

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間外勤務平均時間(時間/人)	24.3	42.3	61.3	110.0	81.9

3 達成目標及び取組内容

現状分析を踏まえ、職員を取り巻く社会情勢の変化への対応や、働きやすい職場環境の整備に継続して努めていくため、仕事と子育て、介護などの仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを目指します。

子育て・介護などの支援制度を利用しやすい職場環境整備のため、次のとおり目標を設定します。

【目標1】

- ・育児休業の取得率を 100% とする。
- ・男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率を 100% とする。

(取組内容)

○職員が育児しやすい環境の整備

- ・対象職員に対し、出産・育児に関する制度の周知を図るとともに、積極的に育児等に参加できるよう必要な支援を行う。
- ・妊娠中の職員及び妊娠中の配偶者がいる職員に対して、健康状態や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しや時間外勤務の制限を行う。

【目標2】

- ・年次有給休暇の取得日数を平均 15 日以上とする。
- ・災害等の特別な場合を除き、月の上限(45 時間)を超えて時間外勤務を行う職員を ^{ゼロ}0 とする。

(取組内容)

○ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・定時退庁の周知・徹底を行うなど、仕事と生活にメリハリをつけた職場環境の整備に努める。
- ・職員同士が互いに連携し、補完し合えるような業務体制を構築し、年次有給休暇、子育て支援・介護のための休暇の取得を促進する。

4 推進体制・公表

(1) 推進体制

職員、組織全体で継続的に働きやすい環境整備を推進するために必要な事項を協議し、計画の点検・見直しを行います。

(2) 取組状況の公表

毎年度、本計画に基づく取組状況等について、職員に周知するとともに、ホームページで公表します。